

特定非営利活動法人諸葛寮 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人諸葛寮 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県伊勢崎市西小保方町456番地7に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅で援助が必要な障害を持った人や高齢者に対して、日常生活全般にわたりサービスを提供し、障害を持った人や高齢者の自立を支援すると共に地域福祉の増進をはかること、及び地域の環境・安全保持に取り組み、誰でもが普通に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害福祉サービス事業の経営
 - ② 小規模作業所の設置・運営及び就労支援事業
 - ③ 障害者・高齢者の居宅生活支援事業
 - ④ 地域福祉の啓発事業
 - ⑤ 地域の環境・安全保全事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。その他の会員に関しては、年会費のみとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 6人以内
 - (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこ

れを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第6章 理 事 会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理 事 長 饗庭 久子
副理事長 今井 一男
理 事 横山美津恵
同 鹿沼 道雄
同 境野 玲子
同 今井なつ江
監 事 小川 悦子
同 黛 恵美
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 4 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

1) 入会金	(正会員のみ)		3,000 円
2) 年会費	①正 会 員	会費	2,000 円
	②賛助会員	会費 一口	1,000 円

附 則

- 1 平成 17 年 01 月 01 日一部変更(第 2 条関係)
- 2 平成 17 年 03 月 15 日一部変更(第 54 条関係)
- 3 平成 20 年 04 月 01 日一部変更(第 5 条 1 項関係)
- 4 平成 29 年 04 月 01 日一部変更(第 5 6 条 1 項関係)
- 5 一部変更(第 5、13、14、15、30、39、40、41、
44 条関係)

2026 年度事業計画書 (案)
(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人 諸葛寮

1 事業実施の方針

(1) 特定非営利に係る事業

a) 障害福祉サービス事業

令和 7 年度第一回地域連携推進会議を昨年 12 月に実施。今後 1～2 回のペースで実施していく。ただ 1 回目は、当事業所の運営・事業内容・事業（福祉政策）の背景が中心となりましたが、ホームの見学実施では、いくつかの貴重な質問もありました。今後の事業への関心と共に、更なる貴重なご意見を頂き利用者の生活支援の充実を計っていくこととする。

当事業所が取り組むグループホーム事業は、大手事業所の参入と共にホームの数が一気に増加、その結果諸問題も多々噴出。その結果 GH 事業も今年度より総量規制の対象となりました。国は、福祉サービス事業全般において支援の質の高さを前提に一律に規制を更に強化しています。

特に小規模の事業所は、生き残りそのものが大変な時代となります。

競争激化・運営支えるスタッフの欠如に伴い、当時事業所においては今後規模の縮小を視野に小規模事業に特化し、障害を持った人達に手の届く地域生活支援を実施し、地域社会に根ざした事業を展開していきます。

b) 小規模作業所の設置・運営及び就労支援事業

作業所の設置に関しては、市内の就労支援 B 型事業所等の利用で対応。近年は毎年 2～3 か所の B 型事業所より利用の誘いがある。（就労支援 B 型事業所も総量規制の対象）一般就労者（利用者 2 名）に関しては、対象者を中心に就労支援にあたる。

c) 障害者・高齢者の居宅生活支援事業

ホーム事業に付随した必要事項（送迎・通院・金銭管理等）への対応を中心に活動を行い、地域で暮らす障害を持った人たちの要望にも適時対応していく。（法人後見人制度について検討）。

d) 地域福祉の啓発事業

地域の障害者団体への参加・交流、また隣保班活動等に積極的に参加し地域福祉への理解を広めていく（事業所のオープン化）。広報活動も出来る範囲で対応していく。

* 第 2 回地域連携推進会議が実施されます。

e) 地域の環境・安全保全事業

人員不足もあり・また利用者の高齢化・重度化に伴い広域活動は不可能。事業所近隣の環境整備に限定し、継続して活動を行う。

(2) その他の事業

2026 年度は実施予定なし。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予 日 時	実施 予 定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
障害福祉 サービス事業	指定障害者サービス事業所 サポートあずまの運営	通 年	伊勢崎市	13名	知的障害者 14名
小規模作業所 設置・運営事業	小規模作業所の設置・ 運営	当面予 定なし	伊勢崎市 あずま地区	(1名)	B型利用者 7~8名
居 宅 生 活 支 援 事 業	高齢者・障害者の地域生 活支援及び就労支援	随 時 随 時	伊勢崎市	2名	在宅障害者/14
地 域 福 祉の 啓 発 事 業	地域行事への積極的参加 GHのオープン化促進	随 時	伊勢崎市	1名	保護者・住民 不特定多数
地域の環境・ 安全保安事業	地域の環境美化活動	随 時	伊勢崎市	2名	地域住民

(2) その他の事業

2026年度は実施予定なし。

3 会議の開催に関する事項

(1) 総 会

・通常総会

- ① 日時・場所 2026年4月25日(土) 10:45~11:30 あずま中央公民館
- ② 議 題 2025年度事業報告・収支決算の承認について、2026年度事業計画(案)
予算(案)の承認について、定款変更について、役員改選について他

(2) 理事会

・第1回理事会

- ① 日時・場所 2026年5月1日(金) 19:00~19:30 サポートあずま
- ② 議 題 理事長の選任について他

・第2回理事会

- ① 日時・場所 2027年3月12日(金) 19:00~20:00 サポートあずま
- ② 議 題 2027年度事業計画・収支予算(案)の承認、役員改選について他

2027年度事業計画書(案)
(2027年4月1日～2028年3月31日まで)

特定非営利活動法人 諸葛寮

1 事業実施の方針

(1) 特定非営利に係る事業

a) 障害福祉サービス事業

令和8年度からの地域連携推進会議を継続して実施していく。2回目は、当事業所の運営状況の説明、制度の背景を中心に説明していく事とし、ホームの見学実施では、質問を受け付けながら丁寧な説明を行う。今後の事業への関心と共に、更なる貴重なご意見を頂き利用者の生活支援の充実を計っていくこととする。また、障害福祉サービス等情報公表が未実施の事業所に対しての新たな減算要件が盛り込まれたこと等に、より一層留意する必要がある。

当事業所が取り組むグループホーム事業は、大手事業所の参入と共にホームの数が一気に増加、その結果諸問題も多々噴出。その結果、新規事業所に限りですが、サービス料の制限対象となりました。国は、福祉サービス事業全般において支援の質の高さを前提に一律に規制を更に強化しています。

特に小規模の事業所は、生き残りそのものが大変な時代となります。

競争激化・運営支えるスタッフの欠如に伴い、当事業所においては今後規模の縮小を視野に小規模事業に特化し、障害を持った人達に手の届く地域生活支援を実施し、地域社会に根ざした事業を展開していきます。

b) 小規模作業所の設置・運営及び就労支援事業

作業所の設置に関しては、市内の就労支援B型事業所等の利用で対応。近年は毎年2～3か所のB型事業所より利用の誘いがある。(就労支援B型事業所も新規事業所のサービス料の制限対象)一般就労者(利用者2名)に関しては、対象者を中心に就労支援にあたる。

c) 障害者・高齢者の居宅生活支援事業

ホーム事業に付随した必要事項(送迎・通院・金銭管理等)への対処を中心に活動を行い、地域で暮らす障害を持った人たちの要望にも適時対応していく。(法人後見人制度について検討)。

d) 地域福祉の啓発事業

地域の障害者団体への参加・交流、また隣保班活動等に積極的に参加し地域福祉への理解を広めていく(事業所のオープン化)。広報活動も出来る範囲で対応していく。

*第3回地域連携推進会議が実施されます。

e) 地域の環境・安全保全事業

人員不足もあり・また利用者の高齢化・重度化に伴い広域活動は不可能。事業所近隣の環境整備に限定し、継続して活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日 時	実施 予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
障害福祉 サービス事業	指定障害者サービス事業所 サポートあずまの運営	通 年	伊勢崎市	13名	知的障害者 14名
小規模作業所 設置・運営事業	小規模作業所の設置・ 運営	当面予 定なし	伊勢崎市 あずま地区	(1名)	B型利用者 7~8名
居 宅 生 活 支 援 事 業	高齢者・障害者の地域生 活支援及び就労支援	随 時 随 時	伊勢崎市	2名	在宅障害者/14
地 域 福 祉 の 啓 発 事 業	地域行事への積極的参加 GHのオープン化促進	随 時	伊勢崎市	1名	保護者・住民 不特定多数
地域の環境・ 安全保安事業	地域の環境美化活動	随 時	伊勢崎市	2名	地域住民

3 会議の開催に関する事項

(1) 総 会

・通常総会

- ① 日時・場所 2027年4月24日(土) 10:45~11:30 あずま中央公民館
- ② 議 題 2026年度事業報告・収支決算の承認について、2027年度事業計画(案)
予算(案)の承認について、役員改選について他

(2) 理事会

・第1回理事会

- ① 日時・場所 2027年4月24日(土) 11:30~11:45 あずま中央公民館
- ② 議 題 理事長の選任について他

・第2回理事会

- ① 日時・場所 2028年3月10日(金) 19:00~20:00 サポートあずま
- ② 議 題 2028年度事業計画・収支予算(案)の承認、役員改選について他

活動予算書

特定非営利活動法人 諸葛寮

自令和08年04月01日 - 至令和09年03月31日

単位：円

科目	金額			備考
	今年度予算額	前年度予算額	増減	
I 経常収益	53,455,500	50,411,700	3,043,800	
1 受取会費	61,000	61,000	0	
正会員会費	48,000	48,000	0	24名
賛助会会費	13,000	13,000	0	13名
入会金	0	0	0	
2 受取寄付金	100,000	100,000	0	* 諸葛寮保護者会
3 受取助成金等	0	0	0	
4 事業収益	53,293,500	50,250,500	3,043,000	
障害福祉サービス事業	52,836,500	49,808,500	3,028,000	報酬・生活費・助成金等
居宅サービス支援事業	440,000	440,000	0	余暇活動・生活支援全般
預金利息・雑収入	17,000	2,000	15,000	預金利息
5 その他収益	1,000	200	800	
受取利息	1,000	200	800	預金利息
雑収入	0	0	0	
II 経常費用	53,174,500	50,225,500	2,949,000	
1 事業費	53,089,500	50,170,500	2,919,000	サービス事業・居宅支援
1) 人件費	39,550,000	37,520,000	2,030,000	
給与・手当	35,150,000	33,100,000	2,050,000	
法定福利費	4,200,000	4,220,000	-20,000	
厚生経費	200,000	200,000	0	検診等・従事者保険
2) その他の経費	6,859,500	6,354,500	505,000	
消耗品費	60,000	60,000	0	事務用品等
一般物品費	300,000	15,000	285,000	物品購入(PC・プリンター等)
修繕費	100,000	10,000	90,000	ホーム・車両修繕/その他
業務委託費	700,000	700,000	0	委託医・税理士・自火報点検
役務費	700,000	700,000	0	保険・通信等
借料損料	4,968,000	4,788,000	180,000	ホーム5軒分の家賃他
旅費・燃料費	20,000	20,000	0	ガソリン代・旅費
支払利息	0	0	0	
減価償却費	0	50,000	-50,000	PC・エアコン等
雑費	11,500	11,500	0	研修費・諸費等
3) 利用者生活諸費	6,240,000	5,856,000	384,000	GH利用者生活費
4) 居宅生活支援費	440,000	440,000	0	余暇活動他生活支援全般
2 管理費	85,000	55,000	30,000	
1) 人件費	0	0	0	
給与・手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
厚生経費	0	0	0	
2) その他の経費	85,000	55,000	30,000	
消耗品費	0	0	0	
会議費	60,000	35,000	25,000	
役務費	0	0	0	
借料損料	0	0	0	
旅費・燃料費	10,000	10,000	0	
減価償却費	0	0	0	
雑費	15,000	10,000	5,000	
当期経常増減額	281,000	186,200	94,800	
III 経常外収益	0	0	0	
1) 固定資産売却益	0	0	0	
IV 経常外費用	0	0	0	
1) 過年度損益修正損	0	0	0	
税引前当期正味財産増減額	281,000	186,200	94,800	
法人税、住民税及び事業税	105,000	81,400	23,600	※収支見込みによる概算額
当期正味財産増減額	176,000	104,800	71,200	
前期繰越正味財産額	18,132,903	18,028,103	104,800	
次期繰越正味財産額	18,308,903	18,132,903	176,000	

* 令和08年度は、その他の事業を実施する予定はありません。

活 動 予 算 書

特定非営利活動法人 諸葛寮

自令和09年04月01日-至令和10年03月31日

単位：円

科目	金 額			備考
	今年度予算額	前年度予算額	増 減	
I 経常収益	53,457,500	53,455,500	2,000	
1 受取会費	61,000	61,000	0	
正会員会費	48,000	48,000	0	24名
賛助会会費	13,000	13,000	0	13名
入会金	0	0	0	
2 受取寄付金	100,000	100,000	0	* 諸葛寮保護者会
3 受取助成金等	0	0	0	
4 事業収益	53,294,500	53,293,500	1,000	
障害福祉サービス事業	52,836,500	52,836,500	0	報酬・生活費・助成金等
居宅サービス支援事業	440,000	440,000	0	余暇活動・生活支援全般
預金利息・雑収入	18,000	17,000	1,000	預金利息
5 その他収益	2,000	1,000	1,000	
受取利息	2,000	1,000	1,000	預金利息
雑収入			0	
II 経常費用	53,376,100	53,174,500	201,600	
1 事業費	53,291,100	53,089,500	201,600	サービス事業・居宅支援
1) 人件費	40,000,000	39,550,000	450,000	
給与・手当	35,500,000	35,150,000	350,000	
法定福利費	4,300,000	4,200,000	100,000	
厚生経費	200,000	200,000	0	検診等・従事者保険
2) その他の経費	6,611,100	6,859,500	-248,400	
消耗品費	60,000	60,000	0	事務用品等
一般物品費	50,000	300,000	-250,000	物品購入
修繕費	100,000	100,000	0	ホーム・車両修繕/その他
業務委託費	700,000	700,000	0	委託医・税理士・自火報点検
役務費	700,000	700,000	0	保険・通信等
借料損料	4,968,000	4,968,000	0	ホーム5軒分の家賃他
旅費・燃料費	20,000	20,000	0	ガソリン代・旅費
支払利息	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	
雑 費	13,100	11,500	1,600	研修費・諸費等
3) 利用者生活諸費	6,240,000	6,240,000	0	GH利用者生活費
4) 居宅生活支援費	440,000	440,000	0	余暇活動他生活支援全般
2 管理費	85,000	85,000	0	
1) 人件費	0	0	0	
給与・手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
厚生経費	0	0	0	
2) その他の経費	85,000	85,000	0	
消耗品費	0	0	0	
会議費	60,000	60,000	0	
役務費	0	0	0	
借料損料	0	0	0	
旅費・燃料費	10,000	10,000	0	
減価償却費	0	0	0	
雑 費	15,000	15,000	0	
当期経常増減額	81,400	281,000	-199,600	
III 経常外収益	0	0	0	
1) 固定資産売却益	0	0	0	
IV 経常外費用	0	0	0	
1) 過年度損益修正損	0	0	0	
税引前当期正味財産増減額	81,400	281,000	-199,600	
法人税、住民税及び事業税	81,400	105,000	-23,600	※収支見込みによる概算額
当期正味財産増減額	0	176,000	-176,000	
前期繰越正味財産額	18,308,903	18,132,903	176,000	
次期繰越正味財産額	18,308,903	18,308,903	0	